

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	H29	H30	R元
申告所得税		73	74	60
法人税		98	99	76
消費税		132	133	105
相続税		13	12	11

■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	H29	H30	R元
申告所得税		947	961	992
法人税		1,948	1,943	1,644
消費税		1,021	1,099	1,004
相続税		783	708	681

～ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ～

国税庁では、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や事業者から法令に基づいて提出された支払調書をはじめとする各種資料情報を分析するなど、調査選定にシステムを活用しています。

また、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するために、資料収集の専門部署を設置するなどの体制整備に取り組んでいます。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施 ～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、金密輸に伴う輸入消費税の脱税への対応についても、税関当局との一層の連携を図っています。

◎ 消費税の調査事例

- 虚偽の書類を作成し、架空の課税仕入れを計上するとともに、架空の輸出売上げ(免税取引)を計上する手口で、不正に消費税の還付を得ようとしていた事実を把握
- 高額な固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上していた事実を把握

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度のほか、共通報告基準(CRS :Common Reporting Standard)に基づく非居住者の金融口座情報などによって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

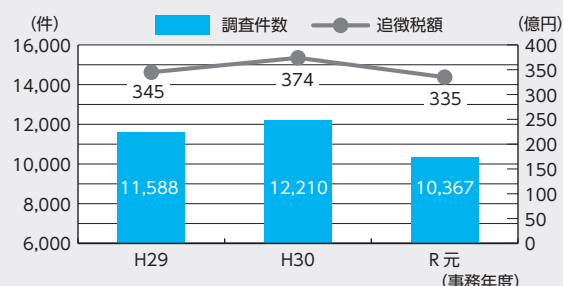
◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- 国外送金等調書を活用し、外国法人の株式の保有の事実を把握するとともに、配当及び株式譲渡益が無申告である事実を把握
- 租税条約に基づく情報交換制度によって、海外銀行の代表者名義預金に売上代金を入金させ、売上げを適正に申告していなかった事実を把握

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどの確に無申告を把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況（所得税・相続税・法人税）



◎ 無申告の調査事例

- 会社員が自身のホームページに企業広告等を掲載することにより得ていた収入(アフィリエイト収入)に関して、給与と合わせて確定申告をする必要があったが、無申告だった事実を把握
- インターネットを通じて物品を販売することにより多額の利益を得ていたが申告せず、その利益で運用した暗号資産の利益も一部しか申告していなかった事実を把握

～ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動¹への的確な対応 ～

近時、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動が広がりを見せている中、国内のみならず、国際的にも、適正課税の確保に向けた取組や制度的対応の必要性が課題として共通認識されています。

国税庁としては、こうした分野に対する適正申告のための環境作りに努めるとともに、情報収集を拡充しています。これにより、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正な課税の確保に向けて、行政指導も含めた対応を行っています。

こうした取組の詳しい内容は、国税庁ホームページ「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」(https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingeconomy_taio/pdf/01.pdf)をご覧ください。

¹ 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産(仮想通貨)取引、ネット広告(アフィリエイト等)、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用しています。

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続に従うことを徹底しています。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組

協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好で調査必要度が低いと判断された大企業については、調査頻度を低くし、その分の調査事務量をより調査必要度の高い大企業に振り向けています。

この取組により、国税庁では、限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では不適切な税務処理が発生するリスクや税務調査対応の負担が軽減する効果が期待されます。

本取組における判定項目別の評価結果などの詳しい内容は、国税庁ホームページ「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について（調査課所管法人の皆様へ）」（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm>）をご覧ください。

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）」（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>）に掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検、申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れなどの自主監査に活用することにより、申告誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減する効果が期待されます。

● 移転価格税制に関する協力的手法による取組

「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」(平成29(2017)年6月)
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm>) を公表し、移転価格税制に関する納税者の予測可能性及び行政の透明性の向上に努めています。

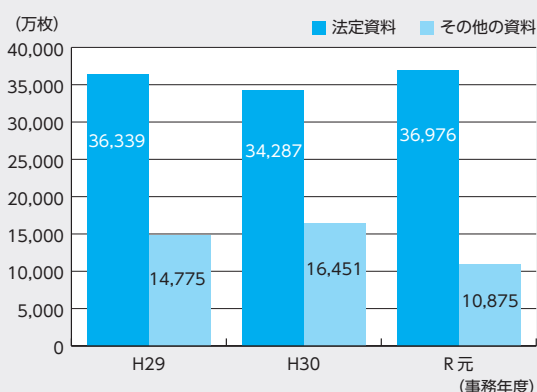
(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

なお、令和2(2020)年1月から施行されている資料情報の収集に係る法制度も活用して、資料情報の更なる充実に取り組んでいます。

■ 資料情報の収集枚数



コラム 7

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえた調査事務運営

実地調査等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を見極めつつ、納税者等の状況に即した対応を行うこととし、その実施に当たっては、納税者等の理解と協力を得た上で実施しました。

また、対面によらずに実施可能な事案においては、電話や書面による行政指導又は実地調査以外の調査により実施しました。

(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

令和2(2020)年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果の高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

その結果、消費税の輸出免税制度を悪用した不正受還付事案や海外法人に対して架空原価を計上した国際事案を告発したほか、いわゆる貧困ビジネスや訪日外国人旅行者に人気のリゾート地における不動産事案などを告発しました。

◎ 令和2(2020)年度の告発事例

在留外国人による消費税不正受還付事案を告発

在留外国人が消費税の輸出免税制度を悪用し、実際の取引に基づかない過大な金額の輸出免税売上及び仕入税額控除を故意に計上し、不正に消費税の還付を受けた消費税不正受還付事案を告発しました。

なお、所轄税務署において還付を保留した消費税額についても、未遂犯として告発しました。

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
令和元年度	150件	165件	116件	11,985百万円 (9,276百万円)	73百万円 (80百万円)
令和2年度	111件	113件	83件	9,050百万円 (6,926百万円)	80百万円 (83百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
令和元年度	内9 124件	内9 124件	100.0%	内4 5人	47百万円	15.5月	12百万円
令和2年度	内3 87件	内3 86件	98.9%	内2 6人	57百万円	14.1月	13百万円

※ 1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。

※ 2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

◎ 令和2(2020)年度中の主な判決

全国初の暗号資産事案に有罪判決

暗号資産取引により得た利益を申告から除外し、所得税を免れていたとして全国初の告発となった暗号資産事案に、懲役1年(執行猶予3年)及び罰金1,800万円の有罪判決が出されました。

査察調査により把握した隠し財産の事例

居宅寝室ベッド下の収納スペースから現金を発見



2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約65.7兆円（年度内収納割合は98.3%）～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。令和元(2019)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約66兆8,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約65兆7,000億円となっており、その収納割合は98.3%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、納付の期限や納税資金の積立てに関する広報・周知を、関係民間団体や税理士会等の協力を得ながら、積極的に実施しています。

納期限の失念を防ぐとともに、計画的な納付を行っていただくため、振替納税やダイレクト納付を利用した予納などの多様な納付手段を導入し、積極的にご利用いただけるよう努めています。

また、前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に電話で連絡して納付を促すなどの取組を行っています。

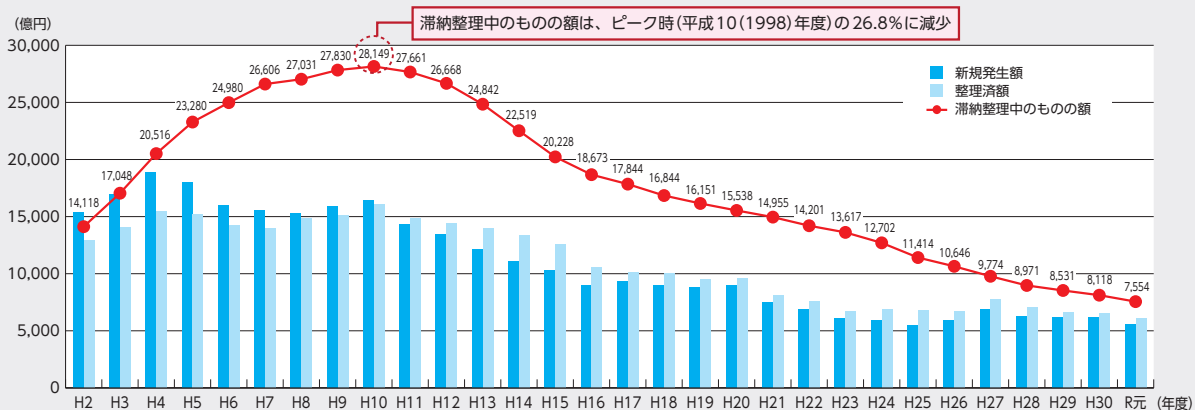
※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発送されたものをいいます。

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の26.8%に ～

令和元(2019)年度末の滞納整理中のものの額は7,554億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※ 1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※ 2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約8千億円と依然として高水準
→ 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、早期徴収に努めるとともに、以下の基本方針の下で整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まずは、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、滞納者の事情を十分にお聴きした上で、納税の猶予や換価の猶予などの納税緩和措置の適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。一方、納付約束の不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や差押え、公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠ぺい等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

◎ 令和2(2020)年度告発事例

親族名義口座へ入金することなどにより滞納処分を免れた事案を告発

滞納処分を免れる目的で、取引先から振り込まれた業務委託料の一部を現金で引き出し、親族名義の預金口座に入金することなどにより財産を隠ぺいしました。

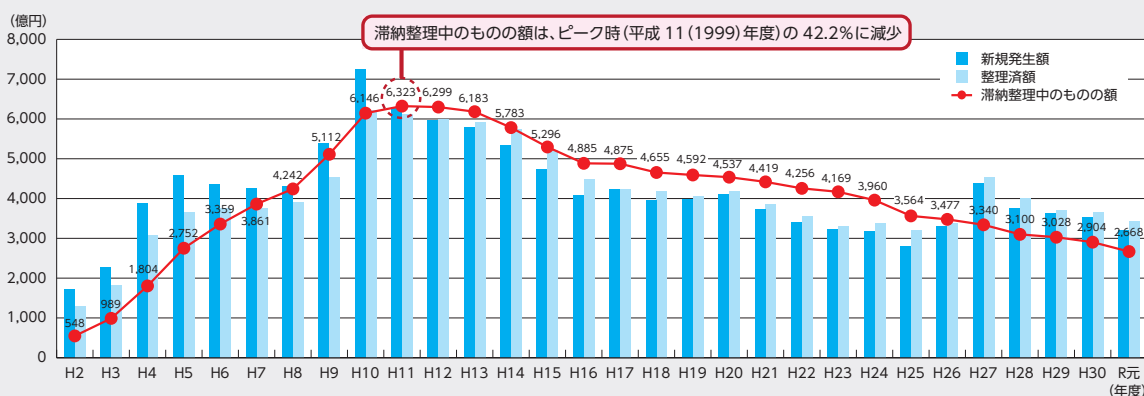
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

複雑な取引や財産の移転を偽装しているような、処理が困難な事案の滞納整理については、①広域運営による支援や適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、事案の解明に必要な人員を確保して組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税を含む滞納については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠ぺいなどを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。

2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する財産に関する行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます(国税通則法第42条、民法第424条参照)。

(3) 集中電話催告センター室

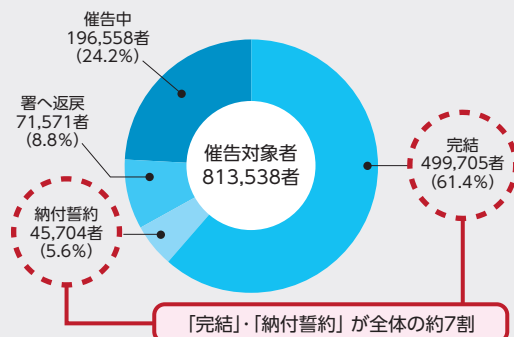
～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規に発生した滞納事案は、集中電話催告センター室(納税コールセンター)で幅広く所掌して、システムを活用した早期かつ集中的な電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

こうした取組により、令和元(2019)年7月から令和2(2020)年6月末までの1年間で、催告対象約81万者のうち、約50万者(61.4%)が完結し、約5万者(5.6%)が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

令和元(2019)年7月から令和2(2020)年6月末までに電話催告の対象となった813,538者のうち、完結に至ったのは499,705者となっています。



(4) インターネット公売

～ インターネット公売で約300物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、公売を実施しています。

公売には、入札又は競り売り(オークション)による方法がありますが、このうち、民間のオークションサイトを利用した方法として、インターネット公売を実施しています。インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中は、24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

令和2(2020)年度は、5回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約4千人の方の参加があり、自動車、宝飾品、不動産など約300物件が売却され、その売却総額は約1億円となっています。

■ 令和2(2020)年度にインターネット公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で迅速な処理 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務をシステムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

年間約4,156万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速な処理に努めています。

3 国際的な取引への対応

(1) 背景

～ 国際的な租税回避への国民の関心の高まり ～

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの進展、OECD(経済協力開発機構)が策定した共通報告基準(CRS)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換などにより、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

(2) 富裕層や海外取引のある企業への取組

～ 国際的な租税回避に対する取組を積極的に推進 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業による国際的な租税回避に適切に対応するため、①情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)、②調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)、③グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)を推進し、積極的に調査等を実施しています。

① 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

～ 海外取引・国内外の財産を的確に把握 ～

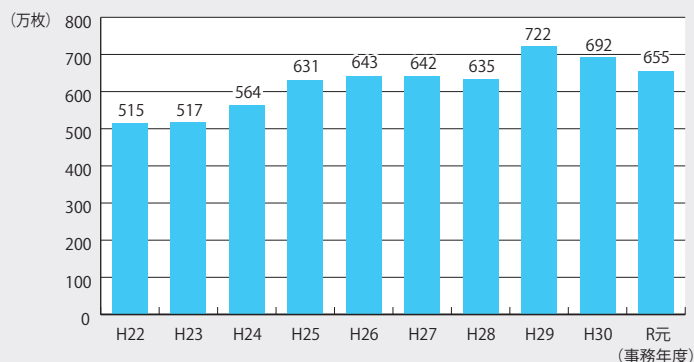
国税庁では、次の制度を活用して海外取引や国内外の財産を的確に把握するとともに、収集・受領した資料情報等を総合的に分析し、国際的な租税回避に的確に対応しています。

¹ 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

イ 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです(平成10(1998)年4月施行)。

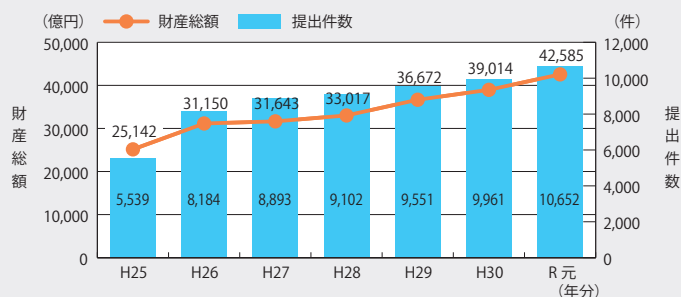
■ 国外送金等調書の提出枚数



ロ 国外財産調書

その年の12月31日において、国外に合計5,000万円を超える財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成26(2014)年1月施行)。

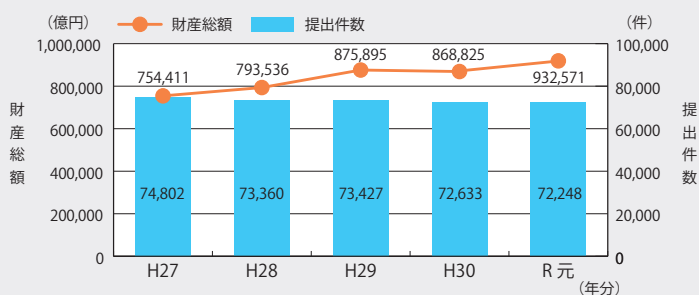
■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額



ハ 財産債務調書

その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産又は合計1億円以上の有価証券等を有する方が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです(平成28(2016)年1月施行)。

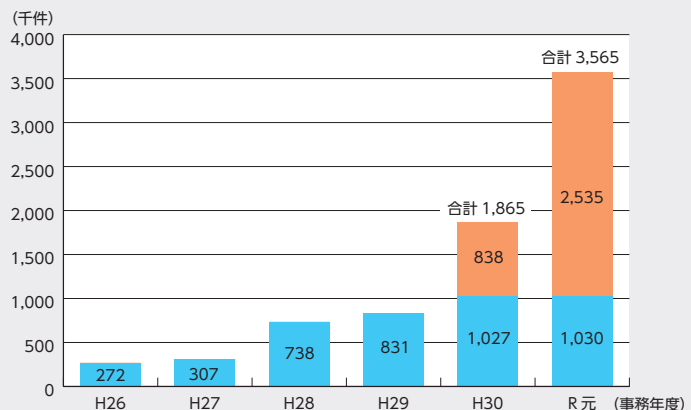
■ 財産債務調書の提出件数及び記載された財産総額



二 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約など(令和3(2021)年4月現在、79の租税条約等¹(143か国・地域を対象))に基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手しています。

■ 情報交換件数の推移



※1 情報交換件数は、各事務年度の提供・受領の件数を合計したものです。

※2 平成30(2018)事務年度以降の数値には、CRSによる非居住者の金融口座情報及び国別報告事項の情報交換件数(上段)を含みます。

ホ 共通報告基準(CRS)による非居住者の金融口座情報の自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、平成26(2014)年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報(氏名・住所・口座残高など)を税務当局間で定期的に交換するための国際基準である「共通報告基準(CRS)」が策定されました。現在までに、100を超える国・地域がこの枠組みに基づく情報交換に参加しており、今後も参加国・地域の増加が見込まれています。

我が国も、平成30(2018)年から、諸外国の税務当局との間で、この枠組みに基づく情報交換を毎年、実施しています。国税庁としては、受領した情報について、資産残高の増減等にも着目し、また、国外送金等調書や国外財産調書などその他の資料情報等と併せて分析を行った上で、海外にある金融資産及びそこから生じる所得や、課税上問題のある海外取引の把握・解明などに活用しています。

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	平成30事務年度		令和元事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	11	445,919	15	1,630,421	10	74,770	11	373,870
北米・中南米	15	41,995	19	96,288	9	6,261	11	33,526
欧州・NIS諸国	40	232,492	41	299,313	35	8,895	38	64,129
中東・アフリカ	8	24,580	11	32,755	4	229	5	2,174
合 計	74	744,986	86	2,058,777	58	90,155	65	473,699

1 ここでの租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

◎ CRS情報の活用事例

- CRS情報により、海外に預金口座を保有していることを把握し、その預金から発生した利子が申告漏れとなっていた事実が判明
- CRS情報により、海外の被相続人名義の預金口座を把握し、その預金口座と、調査で新たに把握した海外の不動産が申告漏れとなっていた事実が判明
- CRS情報により、法人の代表者が海外に保有している預金口座に多額の残高があることを把握し、受取手数料を海外の個人名義口座で回収することによって収入から除外していた事実が判明

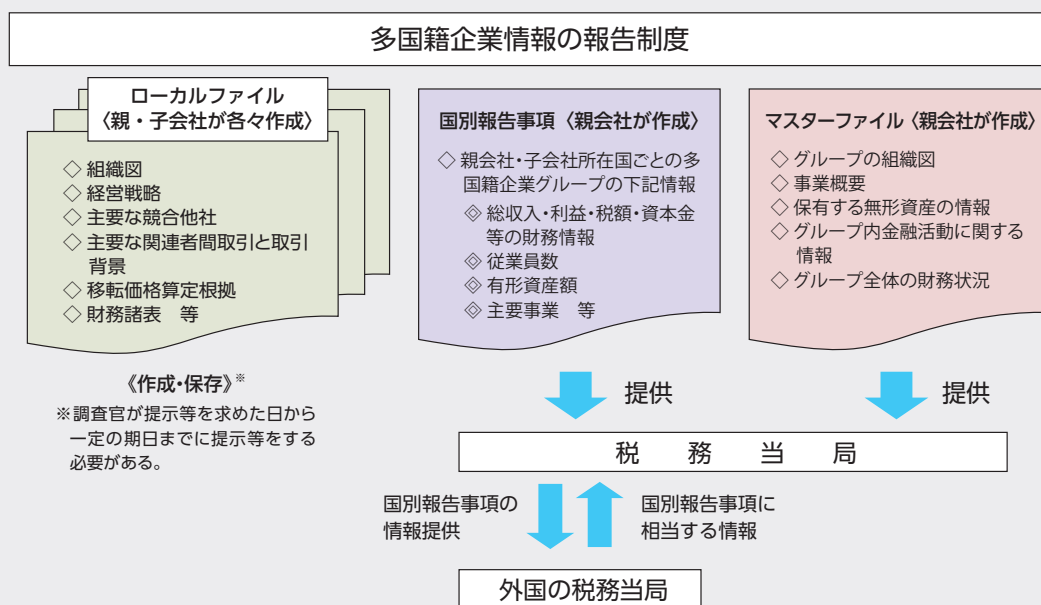
へ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、平成28(2016)年度税制改正において、①多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報(国別報告事項)、②多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報(事業概況報告事項(マスターファイル))及び③国外の関連企業との取引における独立企業間価格(第三者間の取引価格)を算定するための詳細な情報(ローカルファイル)を税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられました¹。

このうち、①国別報告事項は、各国が租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの構成会社の居住地国にある税務当局に提供することとなっており、我が国では、令和元(2019)事務年度において、44の国・地域の税務当局から1,751件の情報を入手する一方、52の国・地域の税務当局に844件の情報を提供しました。

また、③ローカルファイルは、国外の関連企業との取引金額が一定以上の法人が確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされており、調査官が提示又は提出を求めた日から一定の期日までに提示又は提出する必要があります(平成29(2017)年4月1日以後に開始する事業年度から適用)。

■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされました(平成28(2016)年4月1日以後に開始する会計年度から適用)。

② 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、複雑・多様化する海外取引及び国際的租税回避に対応するため、国際課税に関する調査を専門的に行う部署を設置しています。

また、全国の国税局に設置されている重点管理富裕層プロジェクトチームでは、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係者や主宰法人等をグループとして一体的に管理して、情報の収集・分析を行っています。

③ グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化する中、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国税務当局との連携の強化に努めています。

イ 国際的な枠組みへの参画

(イ) 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業が各国国内法の間のずれ等を利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて平成24(2012)年に立ち上げられたものです。このプロジェクトにおける議論にはOECD非加盟国のG20メンバーも参加し、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されています。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、また、各国政府の制度及び多国籍企業の活動等に関する透明性の向上を図るための15の行動計画が勧告されており、国税庁は、その勧告内容の適切な実施に取り組んでいます。それぞれの行動計画の詳しい内容については、国税庁ホームページ「BEPSプロジェクト」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/beps/index.htm>)をご覧ください。

(ロ) OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、OECD加盟国のみならず、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があります。このため、平成28(2016)年に「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されました。令和3(2021)年4月現在、我が国を含む139の国・地域がこの枠組みに参加し、勧告内容の実施状況に関する相互審査や、勧告内容の見直しに関する議論に加え、直近では経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する解決策についての議論なども行っています。

また、租税条約等に基づく情報交換については、令和3(2021)年4月現在、162の国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC: Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

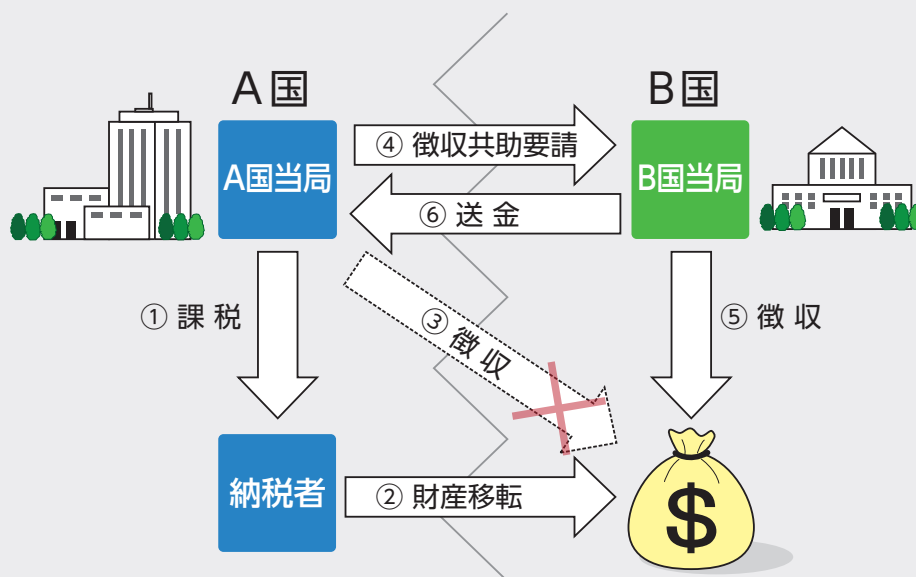
国税庁は、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

□ 徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は国外で行使することができないという制約があります。このため、租税条約において、国外への財産移転による国際的な徴収回避に適切に対応することを目的として、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みを設けています。

国税庁では、税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

■ 徴収共助の仕組み



■ Web-TAX-TV「国外財産を追いかける！～国際徴収への取組～」



国税庁のインターネット番組「Web-TAX-TV」では、海外に財産を移転させ納税を免れようとする悪質な滞納事案に対し、租税条約に基づく徴収共助制度を活用した徴収に取り組む徴収官の仕事をドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。

国税庁ホームページ「Web-TAX-TV」

<https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/index.html>

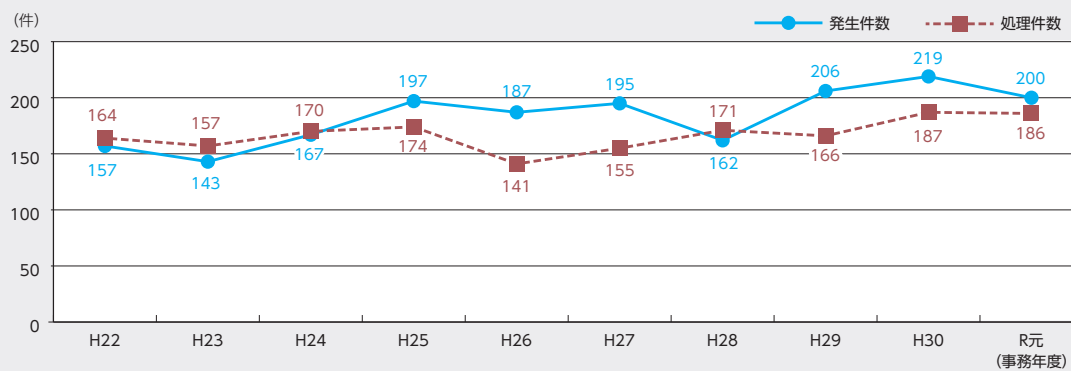
¹ 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め130の国・地域において発効しています(令和3(2021)年6月1日現在)。

ハ 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議¹を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制²の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認³に係る相互協議も実施しています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます⁴。また、新興国に対しては積極的に技術協力を実施し、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、相互協議における事案処理が促進されるよう、相互協議の手続や進め方に関する知識や優れた取組なども共有しています。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移



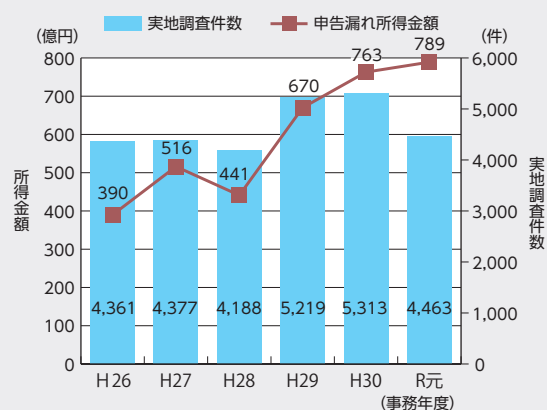
※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

(3) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

～ 富裕層や海外取引のある企業に対して積極的に調査 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、上記の取組を推進することにより、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。

■ 富裕層に対する所得税調査実績



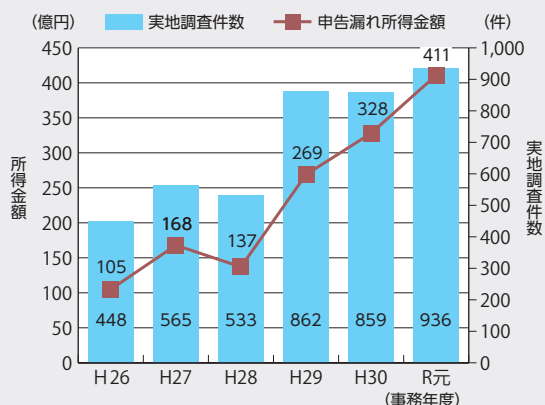
1 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合、又は生じると納税者が考える場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。

2 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格（これを「独立企業間価格」と呼んでいます。）と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

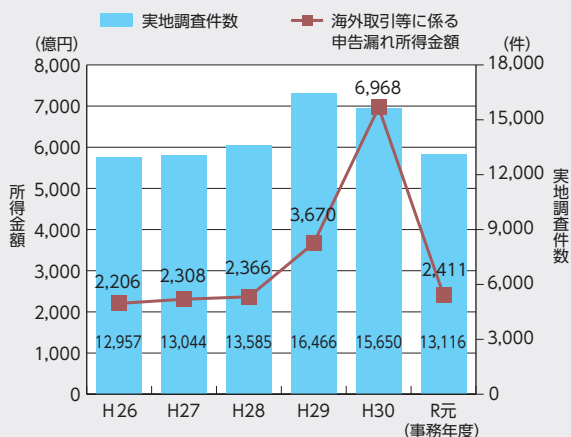
3 「事前確認」とは、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法等について税務当局が確認を行うことです。

4 相互協議の担当者数は、平成22事務年度には33名でしたが、令和2事務年度は46名まで増加しています。また、令和元事務年度の協議回数・日数は31回・97日でした。

■ 海外投資などを行っている富裕層に対する所得税調査実績



■ 海外取引法人等に対する法人税調査実績



◎ 富裕層や海外取引のある企業に対する調査事例

- 家族名義により海外の金融機関で資産運用を行い、その資産運用益で得た所得について申告を行っていない事実を把握
- 外国法人からのコンサルティング報酬の振込先として海外口座を利用し、その報酬について申告を行っていない事実を把握

～ 移転価格税制の運用の明確化 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。また、移転価格税制に係る事前確認については、事前確認の申出の前に税務当局が相談を受ける事前相談を行うなど、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

4 各国税務当局との協力

(1) 開発途上国に対する技術協力

～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力に積極的に取り組んでいます。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で外国からの研修員の受入れや海外への講師派遣が困難であったことから、令和3（2021）年度に延期をせざるを得なかったものもありますが、Web会議システムを活用するなどして、できる限り多くの研修を実施できるよう努めました。



国税庁実務研修

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局からの要望を受けて、現地で開催される研修に職員を講師として派遣しています。令和2(2020)年度は、インドネシア及びラオスに対してWeb会議システムを利用して講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。令和2(2020)年度は、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、ラオスで職員が活動しました。

2 国内研修の実施

(1) 国際税務行政 (ISTAX)

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般と幹部職員を対象とした上級がありますが、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されました。

(2) 国別研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、その国からの要望に沿った講義などを行っています。令和2(2020)年度は、アフガニスタンに対してWeb会議システムを利用して実施されました(計15名が参加)。

(3) アジア国際課税

アジア諸国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期されました。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、日本の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。令和2(2020)年度は、慶應義塾大学、横浜国立大学及び政策研究大学院大学の各大学院に在籍している留学生9名が参加しました。

■ 受入研修の実施状況

(単位：国、人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国際税務行政 (ISTAX) (一般)	国数	15	15	14	16	—
	人数	15	15	14	16	—
国際税務行政 (ISTAX) (上級)	国数	8	9	9	11	—
	人数	10	9	9	11	—
国別研修	国数	4	4	6	3	1
	人数	96	79	86	32	15
アジア国際課税	国数	7	6	5	7	—
	人数	11	12	7	7	—
国税庁実務研修	国数	9	11	11	12	7
	人数	15	15	17	15	9

～ アジア太平洋地域における租税・金融犯罪への取組～

国際的な租税・金融犯罪に各国が協力して対応する必要性が高まっていることから、OECDが中心となって、国税査察官をはじめとする各国の租税犯罪調査官等を対象にした租税・金融犯罪調査アカデミーが世界各地域で開講され、租税犯罪やマネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修が行われています。

こうした状況を踏まえ、国税庁は、OECDと連携しながら、アジア・太平洋地域の国々を主な対象とする「OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー」を令和元(2019)年5月に税務大学校和光校舎で開講し、令和2(2020)年度末までにオンライン形式での開催を含め、計6回研修を開催しました。今後もOECDと協力して同アカデミーの研修を定期的に行い、開発途上国職員の調査技術の向上、国際的な協力関係の構築に貢献していきます。

(2) 国際会議への参加

～ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ～

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟37か国及び非加盟16の国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。令和2(2020)年12月には、第13回会合がオンライン形式で開催され、新型コロナウイルス感染症の流行への対応や税務行政のデジタル化等について意見交換が行われました。

ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における17か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。令和2(2020)年の年次会合は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催延期となりました。